

社会福祉施設における クラスター（集団発生）サーベイランスについて

I～IVについてご協力をお願いいたします。

I 平素から、利用者及び職員等がインフルエンザ様症状*を発症した時は、直ちに、かかりつけ医や嘱託医等に受診するよう勧奨してください。

*インフルエンザ様症状とは、一般に38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状(鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳)をいいます。

II また、利用者やその保護者等に対しては、インフルエンザと診断された場合には速やかに施設に連絡するよう周知してください。



III 下記に該当する場合、社会福祉施設の管理者は保健所に連絡してください。

- ①インフルエンザによる死亡者が発生した場合
- ②インフルエンザによる入院患者が7日間に2名以上発生した場合
- ③インフルエンザ様症状の方が7日間に10名以上（小規模施設においては全利用者の半数以上）発生した場合
- ④上記に該当しない場合であっても、インフルエンザの集団発生が疑われ、患者数が急増しており、施設長が報告を必要と認めた場合

IV 保健所は、施設を対象として積極的疫学調査を行いますので、ご協力をお願いいたします。

保健所は、施設内での有症者の発症状況、簡易キットの検査結果などを調べて、インフルエンザの集団感染の疑いがある場合には、有症者のうちの1～2名程度について、対象者に対し、本調査の目的並びに方法等について十分に説明し、同意を得た上で検体の採取を行い、遺伝子検査を実施します。(有症者全員に検査を行うわけではありません。)本調査で得られた個人情報、法令等に基づき適切に管理し、保健所から無断で第三者へ提供されることはありません。

※ウイルス検査は、毎シーズン開始から当分の間実施します。定点あたりの患者報告数が1.0人を超えた場合などインフルエンザの流行が拡大した場合、縮小・休止します。

遺伝子検査の結果について

インフルエンザの亜型(A型、B型など)を調べます。結果は速やかに施設に通知します。亜型の種類に関わらず、インフルエンザの集団発生事例として保健所と連携し対応していただきます。

保健所への情報提供及び調査にご協力をお願いします。